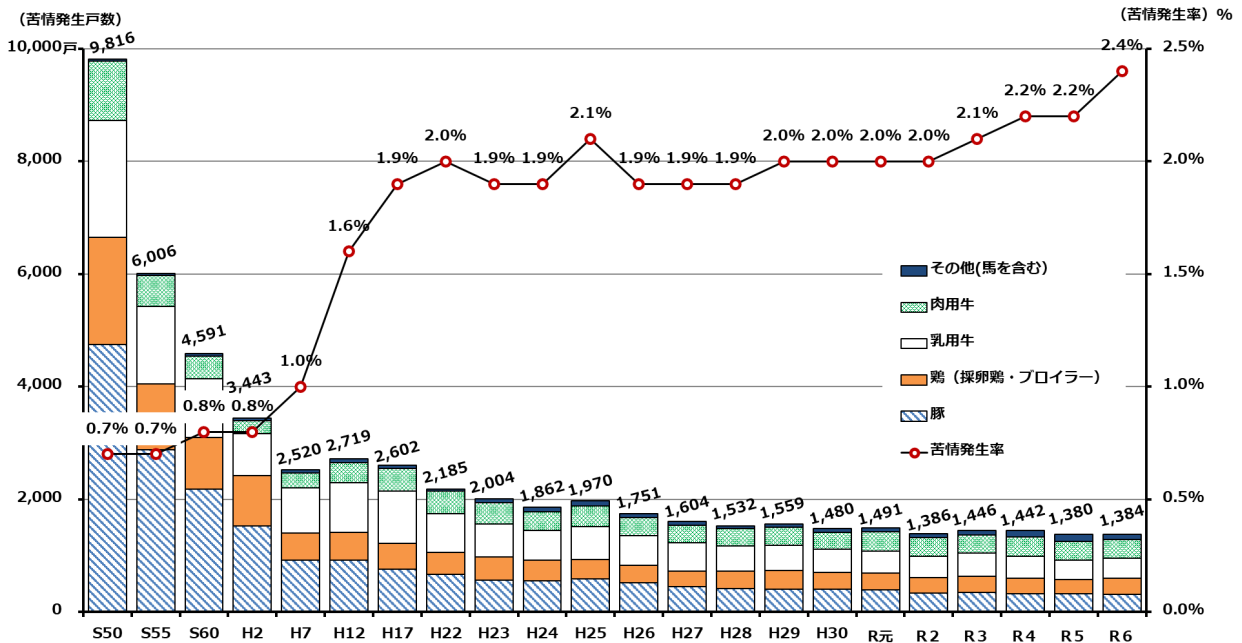


# 畜産経営に起因する苦情発生状況

農林水産省畜産局  
畜産振興課環境企画班

## 1. 苦情発生戸数

令和6年における畜産経営に起因する苦情発生戸数は1,384戸で、前年に比べ4戸増加した。苦情発生率は2.4%で、飼養戸数の減少に伴って微増傾向にある。



注1：当該年の7月1日までの1年間に住民等から地方公共団体へ届けられたものである。  
 注2：同一経営体に苦情が複数寄せられた場合、苦情の内容が同じ場合は1戸として計上しているが、異なる種類の苦情があった場合は複数戸として計上されている。  
 注3：苦情発生率 = 苦情発生戸数 ÷ 飼養戸数。ただし「その他」については戸数が把握できないことから、苦情発生率の算定からは除外されている。なお、飼養戸数は「畜産統計」「農林業センサス」（いずれも農林水産省）等による。

## 2. 畜種・苦情の内容別の発生戸数

畜種別の苦情発生戸数の割合は、乳用牛 25.7% (前年 24.6%)、肉用牛 24.4% (同 24.8%)、豚 22.8% (同 23.8%)、採卵鶏 14.5% (同 13.8%)、ブロイラー 5.7% (同 4.1%) であり、近年と同様の傾向であった。

苦情の内容別発生戸数の割合についても、悪臭関連が 53.4% (前年 53.7%)、水質汚濁関連が 16.9% (同 16.4%)、害虫関連が 9.5% (同 9.8%)、その他が 20.2% (同 20.0%) となっており、近年と同様の傾向であった。

畜産経営に起因する苦情の畜種別・内容別発生戸数(令和6年)

(単位：戸、%)

区分	悪臭関連	水質汚濁関連	害虫関連	その他	合計	(参考) 前年合計
乳用牛	237 (27.3)	61 (22.3)	31 (20.0)	89 (27.1)	356 (25.7)	340 (24.6)
肉用牛	200 (23.0)	62 (22.6)	46 (29.7)	106 (32.3)	337 (24.4)	342 (24.8)
豚	227 (26.1)	107 (39.1)	15 (9.7)	24 (7.3)	316 (22.8)	328 (23.8)
採卵鶏	122 (14.0)	29 (10.6)	55 (35.5)	25 (7.6)	201 (14.5)	191 (13.8)
ブロイラー	67 (7.7)	7 (2.6)	2 (1.3)	11 (3.4)	79 (5.7)	57 (4.1)
馬	3 (0.4)	0 (0.0)	2 (1.3)	4 (1.2)	8 (0.6)	9 (0.7)
その他	13 (1.5)	8 (2.9)	4 (2.6)	69 (21.0)	87 (6.3)	113 (8.2)
合計	869 (100.0)	274 (100.0)	155 (100.0)	328 (100.0)	1,384 (100.0)	1,380 (100.0)
構成 (%)	53.4	16.9	9.5	20.2	100.0	100.0

注1:「悪臭関連」には、悪臭単独の苦情に加え、悪臭以外の苦情(水質汚濁、害虫発生等)を併発しているものも含む(その他の分類も同様)。

このため、各分類の戸数を合計した戸数と、「合計」欄の戸数は一致しない。

注2:「その他」に分類される苦情の内容は、ふん尿の散乱、脱走等である。

### 3. 畜種・飼養規模別の発生戸数

畜種別の苦情発生率は、乳用牛 3.0%（前年 2.7%）、肉用牛 0.9%（同 0.9%）、豚 10.5%（同 9.7%）、採卵鶏 12.4%（同 11.3%）、ブロイラー 3.8%（同 2.7%）であり、近年と同様の傾向であった。

また、飼養規模別の苦情発生率については、ブロイラーを除く各畜種において、飼養規模が大きくなるほど苦情発生率が高くなっており、近年と同様の傾向であった。

#### ・乳用牛

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	7	1.3%	529
～29	63	1.8%	3,540
30～99	145	2.4%	5,969
100～299	90	5.1%	1,780
300～	58	15.6%	372
合計	356	3.0%	11,900

※成畜（満2歳以上の牛の頭数）（畜産統計、農林水産省）

#### ・肉用牛

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	29	0.2%	15,926
～19	80	0.4%	20,960
20～99	116	1.0%	11,130
100～499	91	2.5%	3,640
500～	50	6.5%	775
合計	337	0.9%	36,500

※総飼養頭数（畜産統計、農林水産省）

#### ・豚

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	12	2.4%	508
～999	94	7.0%	1,345
1,000～1,999	75	12.4%	607
2,000～2,999	46	15.9%	289
3,000～	101	16.3%	621
合計	316	10.5%	3,000

※肥育豚飼養頭数（畜産統計、農林水産省）

#### ・採卵鶏

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	25	1.1%	2,299
2,000～9,999	18	3.2%	560 <sup>注1</sup>
10,000～49,999	63	14.9%	424
50,000～99,999	34	20.1%	169
100,000～	61	19.5%	313
合計	201	12.4%	1,620

※成鶏めすの飼養羽数（畜産統計、農林水産省）

#### ・ブロイラー

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	6	3.2%	189
2,000～99,999	50	11.5%	434 <sup>注1</sup>
100,000～299,999	18	1.9%	963
300,000～499,999	1	0.3%	391
500,000～	4	1.3%	312
合計	79	3.8%	2,100

※年間の出荷羽数（畜産統計、農林水産省）

注1：飼養戸数について、採卵鶏の2,000～9,999羽区分には飼養羽数1,000～1,999羽の戸数が含まれているため、苦情発生率は実際より低く見積もられている可能性がある。また、ブロイラーの2,000～99,999羽区分には年間出荷羽数2,000～2,999羽の戸数が含まれていないため、苦情発生率は実際より高く見積もられている可能性がある。

注2：管理基準非適用農家の飼養戸数は、「令和5年度家畜排せつ物法施行状況等調査（農林水産省）」による。

注3：各飼養規模層の飼養戸数には、学校、試験場等の非営利的な飼養者を含んでいないため、それらの合計値と「合計」欄の飼養戸数は一致しない。

#### 4. 新規の苦情発生戸数と継続の苦情発生戸数の割合

「新規の苦情の発生戸数」と、「全体の苦情発生戸数から新規の苦情発生戸数を除いた同一経営体に対する継続の苦情発生戸数」の割合を見ると、継続の苦情発生戸数の割合は、乳用牛 57.9% (前年 59.7%)、肉用牛 47.8% (同 53.8%)、豚 70.6% (同 68.9%)、採卵鶏 69.2% (同 68.1%)、ブロイラー 59.5% (同 75.4%) であった。令和 6 年においては、全体の約 4 割が新規の苦情、約 6 割は継続の苦情であり、調査を開始した令和 2 年以降同様の傾向であった。

(単位：戸、%)

区分	苦情発生戸数	新規を除いたもの (継続の苦情)	
		新規の苦情※	新規を除いたもの (継続の苦情)
乳用牛	356(100)	150(42.1)	206(57.9)
肉用牛	337(100)	176(52.2)	161(47.8)
豚	316(100)	93(29.4)	223(70.6)
採卵鶏	201(100)	62(30.8)	139(69.2)
ブロイラー	79(100)	32(40.5)	47(59.5)
馬	8(100)	6(75)	2(25)
その他	87(100)	53(60.9)	34(39.1)
計	1,384 (100)	572(41.3)	812(58.7)

※ (R5. 7. 1～R6. 6. 30) において初めて苦情が発生した戸数